

平成 1 9 年 第 1 回 御代田町 議会 定例会 議事日程 (第 4 号)

平成 1 9 年 3 月 1 9 日

議案、陳情に対する審査報告、表決

- 日程第 1 議案第 1 1 号 御代田町副町長の定数を定める条例の制定について
- 日程第 2 議案第 1 3 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 3 議案第 1 5 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 4 議案第 1 6 号 御代田町同和地区住宅改修資金貸付条例の廃止について
- 日程第 5 議案第 1 8 号 御代田町防災会議条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第 1 7 号 御代田町商工業振興条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 7 議案第 1 9 号 平成 1 9 年度御代田町一般会計予算案について
- 日程第 8 議案第 2 0 号 平成 1 9 年度御代田財産区特別会計予算案について
- 日程第 9 議案第 2 1 号 平成 1 9 年度小沼地区財産管理特別会計予算案について
- 日程第 1 0 請願第 2 2 号 平成 1 9 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について
- 日程第 1 1 議案第 2 3 号 平成 1 9 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について
- 日程第 1 2 議案第 2 4 号 平成 1 9 年度御代田町老人保健医療特別会計予算案について
- 日程第 1 3 議案第 2 5 号 平成 1 9 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について
- 日程第 1 4 議案第 2 6 号 平成 1 9 年度御代田町簡易水道事業特別会計予算案について
- 日程第 1 5 議案第 2 7 号 平成 1 9 年度小沼地区簡易水道事業特別会計予算案について
- 日程第 1 6 議案第 2 8 号 平成 1 9 年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について
- 日程第 1 7 議案第 2 9 号 平成 1 9 年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について

- 日程第 18 議案第 30 号 平成 19 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について
- 日程第 19 議案第 31 号 平成 18 年度御代田町一般会計補正予算案について
- 日程第 20 議案第 32 号 平成 18 年度御代田財産区特別会計補正予算案について
- 日程第 21 議案第 33 号 平成 18 年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案について
- 日程第 22 議案第 34 号 平成 18 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について
- 日程第 23 議案第 35 号 平成 18 年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算案について
- 日程第 24 議案第 36 号 平成 18 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について
- 日程第 25 議案第 37 号 平成 18 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について
- 日程第 26 議案第 38 号 平成 18 年度小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について
- 日程第 27 議案第 39 号 平成 18 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について
- 日程第 28 陳情第 17 号 『公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書』提出に関する陳情
- 日程第 29 陳情第 18 号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出に関する陳情

議案上程

- 日程第 30 意見案第 18 号 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書案について
- 日程第 31 意見案第 19 号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書案について
- 日程第 32 発議第 4 号 御代田町議会委員会条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 33 発議第 5 号 御代田町議会会議規則の一部を改正する規則案について

議会人事

- 日程第 34 議会運営委員会委員の選任について

日程第 3 5 議会において選挙すべき一部事務組合等の議会の議員の選出
について

日程第 3 6 各種委員会、審議会委員の選任について

追加日程

追加日程第 1 議案第 4 0 号 御代田町長の事務部局の内部組織の設置及び分掌事務に関
する条例の一部を改正する条例案について

追加日程第 2 議案第 4 1 号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の
一部を改正する条例案について

追加日程第 3 議案第 4 2 号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する
条例の一部を改正する条例案について

平成 1 9 年 第 1 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 1 9 年 3 月 9 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 1 9 年 3 月 9 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 1 9 年 3 月 1 9 日	午前 1 1 時 5 3 分

第 4 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 1 9 年 3 月 1 9 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 1 9 年 3 月 1 9 日	午前 1 1 時 5 3 分

出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	古 越 日 里	出 席	8		
2	古 越 弘	出 席	9	朝 倉 謙 一	出 席
3	武 井 武	出 席	1 0	内 堀 千 恵 子	出 席
4	笹 沢 武	出 席	1 1	中 山 美 博	出 席
5	内 堀 恵 人	出 席	1 2	荻 原 達 久	出 席
6	柳 澤 嘉 勝	出 席	1 3	柳 澤 治	出 席
7	市 村 千 恵 子	出 席	1 4	土 屋 実	出 席

会 議 録 署 名 議 員	1 3 番 柳 澤 治
	1 番 古 越 日 里

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	茂 木 利 秋
係 長	茂 木 康 生

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	総 務 課 長	土 屋 敏 一
企 画 財 政 課 長	古 越 敏 男	町 民 課 長	南 沢 一 人
産 業 建 設 課 長	武 者 建 一 郎	生 活 環 境 課 長	中 山 秀 夫
教 育 次 長 併任こども課長	土 屋 洋 一	人 権 政 策 係 長	荻 原 浩
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

第 1 回 定例会 会議録

平成 19 年 3 月 19 日 (月)

開 議 午前 10 時 00 分

○議長 (土屋 実君) おはようございます。

これより、休会中の本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は 13 名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより委員長報告を求めます。

去る 3 月 9 日の本会議において、各常任委員会に付託となり、審議・審査願いました議案、請願、陳情について、日程に従いまして各常任委員長から報告願います。

- - - 日程第 1 議案第 11 号 御代田町副町長の定数を定める条例の
制定について - - -
- - - 日程第 2 議案第 13 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例案について - - -
- - - 日程第 3 議案第 15 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する
条例案について - - -
- - - 日程第 4 議案第 16 号 御代田町同和地区住宅改修資金貸付条例の
廃止について - - -
- - - 日程第 5 議案第 18 号 御代田町防災会議条例の一部を改正する
条例案について - - -

○議長 (土屋 実君) 日程第 1 議案第 11 号 御代田町副町長の定数を定める条例の
制定について、日程第 2 議案第 13 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例案について、日程第 3 議案第 15 号 御代田町保育料徴収条例の
一部を改正する条例案について、日程第 4 議案第 16 号 御代田町同和地区住宅

改修資金貸付条例の廃止について、日程第5 議案第18号 御代田町防災会議条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 内堀千恵子君。

(総務文教常任委員長 内堀千恵子君 登壇)

○総務文教常任委員長(内堀千恵子君) おはようございます。

1ページをご覧ください。

平成19年3月19日

御代田町議会議長 土屋 実殿

総務文教常任委員長 内堀千恵子

委員会審査報告書

議案第11号 御代田町副町長の定数を定める条例の制定について

議案第13号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第15号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について

議案第16号 御代田町同和地区住宅改修資金貸付条例の廃止について

議案第18号 御代田町防災会議条例の一部を改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告いたします。

○議長(土屋 実君) 以上で、総務文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務文教常任委員長から報告がありました、議案第11号、議案第13号、議案第15号、議案第16号及び議案第18号についてを、一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第11号、議案第13号、議案第15号、議案第16号及び議案第18号については、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、多数であります。

よって、議案第 1 1 号 御代田町副町長の定数を定める条例の制定について、議案第 1 3 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第 1 5 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について、議案第 1 6 号 御代田町同和地区住宅改修資金貸付条例の廃止について、議案第 1 8 号御代田町防災会議条例の一部を改正する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第 6 議案第 1 7 号 御代田町商工業振興条例の一部を

改正する条例案について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第 6 議案第 1 7 号 御代田町商工業振興条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

社会建設経済常任委員長 荻原達久君。

(社会建設経済常任委員長 荻原達久君 登壇)

○社会建設経済常任委員長(荻原達久君) 2 ページをお開きください。

平成 1 9 年 3 月 1 9 日

御代田町議会議長 土屋 実殿

社会建設経済常任委員長 荻原達久

委員会審査報告書

議案第 1 7 号 御代田町商工業振興条例の一部を改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 7 7 条の規定により、報告します。

○議長(土屋 実君) 以上で、社会建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま社会建設経済常任委員長から報告がありました、議案第 1 7 号について

を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第17号については、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第17号 御代田町商工業振興条例の一部を改正する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第7 議案第19号 平成19年度御代田町一般会計予算案について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第7 議案第19号 平成19年度御代田町一般会計予算案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、内堀千恵子君。

(総務文教常任委員長 内堀千恵子君 登壇)

○総務文教常任委員長(内堀千恵子君)

平成19年3月19日

御代田町議会議長 土屋 実殿

総務文教常任委員長 内堀千恵子

委員会審査報告書

議案第19号 平成19年度御代田町一般会計予算案について

(総務文教常任委員会付託分)

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告いたします。

○議長（土屋 実君） ただいま総務文教常任委員長から報告がありました。本案については社会建設経済常任委員会にも付託してありますので、社会建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

報告事項ないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、各常任委員長から報告がありました議案第19号についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第19号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第19号 平成19年度御代田町一般会計予算案については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第8 議案第20号 平成19年度御代田財産区特別会計予算案

について - - -

- - - 日程第9 議案第21号 平成19年度小沼地区財産管理特別会計

予算案について - - -

- - - 日程第 10 議案第 22 号 平成 19 年度御代田町住宅新築資金等

貸付事業特別会計予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 8 議案第 20 号 平成 19 年度御代田財産区特別会計予算案について、日程第 9 議案第 21 号 平成 19 年度小沼地区財産管理特別会計予算案について、日程第 10 議案第 22 号 平成 19 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 内堀千恵子君。

（総務文教常任委員長 内堀千恵子君 登壇）

○総務文教常任委員長（内堀千恵子君）

平成 19 年 3 月 19 日

御代田町議会議長 土屋 実殿

総務文教常任委員長 内堀千恵子

委員会審査報告書

議案第 20 号 平成 19 年度御代田財産区特別会計予算案について

議案第 21 号 平成 19 年度小沼地区財産管理特別会計予算案について

議案第 22 号 平成 19 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、総務文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務文教常任委員長から報告がありました、議案第 20 号 平成 19 年度御代田財産区特別会計予算案について、議案第 21 号 平成 19 年度小沼地区財産管理特別会計予算案についてを、一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第20号及び議案第21号は、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第20号 平成19年度御代田財産区特別会計予算案について、議案第21号 平成19年度小沼地区財産管理特別会計予算案については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第22号 平成19年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第22号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第22号 平成19年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第 1 1 議案第 2 3 号 平成 1 9 年度御代田町国民健康保険
事業勘定特別会計予算案について - - -
- - - 日程第 1 2 議案第 2 4 号 平成 1 9 年度御代田町老人保健医療
特別会計予算案について - - -
- - - 日程第 1 3 議案第 2 5 号 平成 1 9 年度御代田町介護保険事業
勘定特別会計予算案について - - -
- - - 日程第 1 4 議案第 2 6 号 平成 1 9 年度御代田町簡易水道事業
特別会計予算案について - - -
- - - 日程第 1 5 議案第 2 7 号 平成 1 9 年度小沼地区簡易水道事業
特別会計予算案について - - -
- - - 日程第 1 6 議案第 2 8 号 平成 1 9 年度御代田町公共下水道事業
特別会計予算案について - - -
- - - 日程第 1 7 議案第 2 9 号 平成 1 9 年度御代田町農業集落排水事業
特別会計予算案について - - -
- - - 日程第 1 8 議案第 3 0 号 平成 1 9 年度御代田町個別排水処理施設
整備事業特別会計予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 1 1 議案第 2 3 号 平成 1 9 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について、日程第 1 2 議案第 2 4 号 平成 1 9 年度御代田町老人保健医療特別会計予算案について、日程第 1 3 議案第 2 5 号 平成 1 9 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について、日程第 1 4 議案第 2 6 号 平成 1 9 年度御代田町簡易水道事業特別会計予算案について、日程第 1 5 議案第 2 7 号 平成 1 9 年度小沼地区簡易水道事業特別会計予算案について、日程第 1 6 議案第 2 8 号 平成 1 9 年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について、日程第 1 7 議案第 2 9 号 平成 1 9 年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について、日程第 1 8 議案第 3 0 号 平成 1 9 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について、委員長の報告を求めます。

社会建設経済常任委員長 荻原達久君。

（社会建設経済常任委員長 荻原達久君 登壇）

○社会建設経済常任委員長（荻原達久君）

平成19年3月19日

御代田町議会議長 土屋 実殿

社会建設経済常任委員長 荻原達久

委員会審査報告書

議案第23号 平成19年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について

議案第24号 平成19年度御代田町老人保健医療特別会計予算案について

議案第25号 平成19年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について

議案第26号 平成19年度御代田町簡易水道事業特別会計予算案について

議案第27号 平成19年度小沼地区簡易水道事業特別会計予算案について

議案第28号 平成19年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について

議案第29号 平成19年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について

議案第30号 平成19年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

○議長（土屋 実君） 以上で、社会建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま社会建設経済常任委員長から報告がありました議案第23号から議案第25号についてを、一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第23号から議案第25号までは、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第23号 平成19年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について、議案第24号 平成19年度御代田町老人保健医療特別会計予算案について、議案第25号 平成19年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第26号から議案第30号についてを、一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第26号から議案第30号までは、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第26号 平成19年度御代田町簡易水道事業特別会計予算案について、議案第27号 平成19年度小沼地区簡易水道事業特別会計予算案について、議案第28号 平成19年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について、議案第29号 平成19年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について、議案第30号 平成19年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第 19 議案第 31 号 平成 18 年度御代田町一般会計補正予算案

について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 19 議案第 31 号 平成 18 年度御代田町一般会計補正
予算案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 内堀千恵子君。

（総務文教常任委員長 内堀千恵子君 登壇）

○総務文教常任委員長（内堀千恵子君 登壇）

平成 19 年 3 月 19 日

御代田町議会議長 土屋 実殿

総務文教常任委員長 内堀千恵子

委員会審査報告書

議案第 31 号 平成 18 年度御代田町一般会計補正予算案について

（総務文教常任委員会付託分）

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定
しましたから、会議規則第 77 条の規定により、報告いたします。

○議長（土屋 実君） ただいま総務文教常任委員長から報告がありましたが、本案につ
いては、社会建設経済常任委員会にも付託してありますので、社会建設経済常任委
員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

報告事項ないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、各常任委員長から報告がありました議案第 31 号についてを議題とい
たします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 3 1 号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第 3 1 号 平成 1 8 年度御代田町一般会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第 2 0 議案第 3 2 号 平成 1 8 年度御代田財産区特別会計
補正予算案について - - -

- - - 日程第 2 1 議案第 3 3 号 平成 1 8 年度小沼地区財産管理特別会計
補正予算案について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第 2 0 議案第 3 2 号 平成 1 8 年度御代田財産区特別会計
補正予算案について、日程第 2 1 議案第 3 3 号 平成 1 8 年度小沼地区財産管理
特別会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 内堀千恵子君。

(総務文教常任委員長 内堀千恵子君 登壇)

○総務文教常任委員長(内堀千恵子君)

平成 1 9 年 3 月 1 9 日

御代田町議会議長 土屋 実殿

総務文教常任委員長 内堀千恵子

委員会審査報告書

議案第 3 2 号 平成 1 8 年度御代田財産区特別会計補正予算案について

議案第 3 3 号 平成 1 8 年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定
しましたから、会議規則第 7 7 条の規定により、報告いたします。

○議長(土屋 実君) 以上で、総務文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務文教常任委員長から報告がありました議案第 3 2 号及び議案第 3 3 号についてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 3 2 号及び議案第 3 3 号は、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第 3 2 号 平成 1 8 年度御代田財産区特別会計補正予算案について、議案第 3 3 号 平成 1 8 年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第 2 2 議案第 3 4 号 平成 1 8 年度御代田町国民健康保険事業
勘定特別会計補正予算案について - - -
- - - 日程第 2 3 議案第 3 5 号 平成 1 8 年度御代田町老人保健医療
特別会計補正予算案について - - -
- - - 日程第 2 4 議案第 3 6 号 平成 1 8 年度御代田町介護保険事業勘定
特別会計補正予算案について - - -
- - - 日程第 2 5 議案第 3 7 号 平成 1 8 年度御代田町簡易水道事業
特別会計補正予算案について - - -
- - - 日程第 2 6 議案第 3 8 号 平成 1 8 年度小沼地区簡易水道事業

特別会計補正予算案について - - -

- - - 日程第 27 議案第 39 号 平成 18 年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 22 議案第 34 号 平成 18 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、日程第 23 議案第 35 号 平成 18 年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算案について、日程第 24 議案第 36 号平成 18 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、日程第 25 議案第 37 号 平成 18 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について、日程第 26 議案第 38 号 平成 18 年度小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について、日程第 27 議案第 39 号 平成 18 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

社会建設経済常任委員長 荻原達久君。

（社会建設経済常任委員長 荻原達久君 登壇）

○社会建設経済常任委員長（荻原達久君）

平成 19 年 3 月 19 日

御代田町議会議長 土屋 実殿

社会建設経済常任委員長 荻原達久

委員会審査報告書

議案第 34 号 平成 18 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案
について

議案第 35 号 平成 18 年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算案について

議案第 36 号 平成 18 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案につ
いて

議案第 37 号 平成 18 年度御代田町簡易水道事業勘定特別会計補正予算案につ
いて

議案第 38 号 平成 18 年度小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について

議案第 39 号 平成 18 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案につ
いて

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定
しましたから、会議規則第 77 条の規定により、報告します。

○議長（土屋 実君） 以上で、社会建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、社会建設経済常任委員長から報告がありました議案第34号から議案第36号についてを、一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第34号から議案第36号までは、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第34号 平成18年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、議案第35号 平成18年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算案について、議案第36号 平成18年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第37号から議案第39号までについてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第37号から議案第39号までは、討論を省略し、直ちに一括して採決に付

したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第37号 平成18年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案
について、議案第38号 平成18年度小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案
について、議案第39号 平成18年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算
案については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第28 陳情第17号 『公共サービスの安易な民間開放に反対し、
国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書』提出に

関する陳情について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第28 陳情第17号 『公共サービスの安易な民間開放に
反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書』提出に関する陳情につ
いての審査報告を求めます。

総務文教常任委員長 内堀千恵子君。

(総務文教常任委員長 内堀千恵子 登壇)

○総務文教常任委員長(内堀千恵子君) 4ページをご覧ください。

陳情審査報告書

1 審査の結果

(1) 採択とすべきもの

1、件名 陳情第17号 『公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民
生活の「安心・安全」の確立を求める意見書』
提出に関する陳情

(3月9日の議会において付託)

意見書を提出すべきである

本委員会において、上記のとおり処理することを適当と認める旨決しましたので、以上報告いたします。

平成19年3月19日

御代田町議会議長 土屋 実殿

総務文教常任委員長 内堀千恵子

○議長（土屋 実君） 以上で、総務文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務文教常任委員長から報告がありました陳情第17号を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第17号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、陳情第17号については採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、陳情第17号 『公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書』提出に関する陳情については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第29 陳情第18号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を

求める意見書の提出に関する陳情 - - -

○議長（土屋 実君） 日程第29 陳情第18号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出に関する陳情についての審査報告を求めます。

社会建設経済常任委員長 荻原達久君。

(社会建設経済常任委員長 荻原達久君 登壇)

○社会建設経済常任委員長(荻原達久君)

陳情審査報告書

1 審査の結果

(1)採択とすべきもの

1、件名 陳情第18号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出に関する陳情

(3月9日の議会において付託)

意見書を提出すべきである

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、以上報告します。

平成19年3月19日

御代田町議会議長 土屋 実殿

社会建設経済常任委員長 荻原達久

○議長(土屋 実君) 以上で、社会建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま社会建設経済常任委員長から報告がありました陳情第18号を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第18号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、陳情第18号については採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、陳情第18号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出に関する陳情については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第30 意見案第18号 公共サービスの安易な民間開放に反対し、
国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書案について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第30 意見案第18号 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

事務局長 茂木利秋君。

(事務局長 茂木利秋君 登壇)

○事務局長(茂木利秋君)

意見案第18号 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書案について

上記意見案を、御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成19年3月19日

御代田町議会議長 土屋 実殿

提出者 御代田町議会議員 柳澤嘉勝

賛成者 御代田町議会議員 内堀千恵子、中山美博、柳澤 治、古越日里

公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の

「安心・安全」の確立を求める意見書(案)

2006年5月26日に公共サービス改革法が成立し、9月5日には入札や評価方法及び対象業務等を詳述した公共サービス改革基本方針が閣議決定され、国や地方自治体の一部事務事業が2007年4月から官民競争入札等の対象として、受託事業者の運営に委ねられる。

国や自治体の行う事務事業は、国民の権利保障を具体化し、「安心・安全」の確

保に不可欠なものが数多く存在し、これらの業務を安易に民間委託することは、地域住民への公共サービスの質を低下させ、権利保障を後退させることにつながる懸念がある。

また、官民競争入札等を導入する場合には、公共サービスの質を維持することがきわめて重要であり、単に企画書に実施メニューを列記させるだけでは、必要なサービスの提供は保障されず、入札段階で入札業者がいかなる方法、体制で業務の質を確保するのかについて、十分な審査を行うことが必要である。

更にフルタイム働いても、生活保護水準以下の賃金しか得られないワーキングプアが大きな社会問題となっており、官民競争入札等は価格競争であることから、労働者の賃金抑制競争となり、ワーキングプアの更なる拡大が、国や地方自治体職場で生じること、地域住民が購買力を失い、地域経済が成り立たないことが懸念されるので、以下の事項の実現を強く求める。

記

1. 国民の権利保障を後退させる公務・公共サービスの民営化や、「市場化テスト」の安易な導入は行わないこと。
2. 公務・公共サービスを民間委託する際には、コストを偏重することなく、入札する事業者に対し、業務の質の確保をいかに図るか明らかにさせるとともに、雇用する労働者が自立して生活できる賃金を保障させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提出先 内閣総理大臣 殿

規制改革担当大臣 殿

○議長（土屋 実君） 本案について、趣旨説明を求めます。

6番、柳澤嘉勝君。

（6番 柳澤嘉勝君 登壇）

○6番（柳澤嘉勝君） 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書案に対する趣旨説明をいたします。

意見案第18号 公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書案に対する趣旨説明をいたします。

2006年5月26日に公共サービス改革法が成立し、国や地方自治体の一部事務事業が2007年4月から、官民競争入札等の対象として受託事業者の運営に委ねられることになりました。

国や自治体が行う事務事業は、国民の権利保障を具体化し、「安心・安全」の確保に不可欠なものが多く、これらの業務を安易に民間に委託することは、公共サービスの質を低下させ、権利保障を後退させる懸念があります。

民間競争入札等の導入にあたっては、公共サービスの受益者たる国民の意見を十分に踏まえる必要があると考えます。また、民間競争入札等は価格競争であることから、賃金抑制競争となり、ワーキングプアの拡大が生ずることが懸念されますので、入札にあたっては、雇用する労働者が自立して生活できる賃金を保障するなど、真の地方分権を確立する自治体財政の確保を含め、国民生活のナショナルミニマムに対する国の責任を果たすために、政府に意見書を提出する次第であります。

どうか、慎重にご審議のうえ、可決されますようお願い申し上げます、趣旨説明いたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第18号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、多数であります。

よって、意見案第18号 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

- - - 日程第 3 1 意見案第 1 9 号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を

求める意見書案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 3 1 意見案第 1 9 号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

事務局長、茂木利秋君。

（事務局長 茂木利秋君 登壇）

○事務局長（茂木利秋君）

意見案第 1 9 号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書案について上記意見案を、御代田町議会会議規則第 1 4 条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成 1 9 年 3 月 1 9 日

御代田町議会議長 土屋 実殿

提出者 御代田町議会議員 荻原達久

賛成者 御代田町議会議員 内堀恵人、朝倉謙一、市村千恵子、武井 武
古越 弘

トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書（案）

国民が豊かで健全な社会生活を営むうえで、安定した就業の場と安全で健康的な職場環境が求められており、きわめて重要です。

じん肺は最古にして現在もなお最大の被災者を出し続けている不治の職業病といわれ、炭鉱や金属鉱山、造船等の職場にて多発し、特にトンネル建設工事業においては、未だに社会問題になっている状況にあります。

こうした中、全国 1 1 地裁において審理が進められてきたトンネルじん肺根絶訴訟の中で、東京地裁・熊本地裁・仙台地裁において、いずれも「国の規制権限行使義務」の不行使を違法とする司法判断が示されました。

トンネルじん肺は、そのほとんどが公共工事によって発生した職業病であることなどから、早急に解決を図るべき重要な問題です。

よって、政府においては、東京・熊本・仙台の三地裁判決を真摯に受け止め、こ

れ以上訴訟に及ばず、また、発注者および施行者に対する適切な指導を行うとともに、次の事項を含めたトンネルじん肺の抜本的な対策を早急に講じられる強く要求します。

記

１．トンネル建設工事において、定期的な粉じん測定及び測定結果の評価を義務付けること。

２．トンネル建設工事において、坑内労働者が粉じんに曝露される時間を短縮・規制すること。

３．公共工事によって発生するトンネルじん肺被害者の早期救済を図るため、「トンネルじん肺補償基金制度」を早急に創設すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提出先	内閣総理大臣 殿	国土交通大臣 殿
	総務大臣 殿	防衛大臣 殿
	厚生労働大臣 殿	内閣官房長官 殿
	経済産業大臣 殿	衆議院議長 殿
	農林水産大臣 殿	参議院議長 殿
	法務大臣 殿	

○議長（土屋 実君） 本案について、趣旨説明を求めます。

１２番、荻原達久君。

（１２番 荻原達久君 登壇）

○１２番（荻原達久君） 意見案第１９号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書案に対する趣旨説明をいたします。

じん肺は、大量に粉じん（ほこり）を吸引することが原因となって発症する職業病であり、一度罹患すると、肺が冒され、咳や痰に悩まされ、気管支炎や結核、肺がんなどを併発し、最後には死に至る、恐るべき病気であります。

トンネル工事におけるじん肺被害は、人為的に発生させられた職業病であり、大量のトンネル労働者に被害が出ているという規模の大きさ、さらには公共事業工事によって生みだされているということからも、早急な解決が迫られている社会問

題・政治問題でもあります。

トンネルじん肺問題の根絶のために、国の抜本的な対策と責任を果たすため、政府に意見書を提出する次第であります。

どうか慎重にご審議のうえ可決されますようお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第19号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、意見案第19号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

この際、暫時休憩いたします。

（午前10時59分）

（休憩）

（午前11時08分）

○議長（土屋 実君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

- - - 日程第32 発議第4号 御代田町議会委員会条例の一部を改正する

条例案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第32 発議第4号 御代田町議会委員会条例の一部を改正

する条例案についてを議題といたします。

発議案の朗読をさせます。

事務局長 茂木利秋君。

(事務局長 茂木利秋君 登壇)

○事務局長(茂木利秋君) はじめに、表題の一部が間違っておりましたので、訂正をお願いしたいと思います。

表題を、「御代田町議会の議員の定数に関する」とありますが、「御代田町議会委員会条例」というふうに訂正をお願いいたします。

発議第4号 御代田町議会委員会条例の一部を改正する条例案について

上記議案を、御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成19年3月19日

御代田町議会議長 土屋 実殿

提出者 御代田町議会議員 中山美博

賛成者 御代田町議会議員 朝倉謙一、内堀恵人

御代田町議会委員会条例の一部を改正する条例(案)

御代田町議会委員会条例の一部を、次のように改正する。

第6条第1項に、次のただし書きを加える。

「ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。」

第6条第3項に、次のただし書きを加える。

「ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。」

第11条の見出し中「委員長、副委員長、議会運営委員長及び特別委員」を「委員長及び副委員長、委員」に、同条第2項中「議会運営委員及び特別委員」を「委員」に改め、次のただし書きを加える。

「ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。」

第18条中「その他法令又は条例」を「その他法律」に改める。

附則、この条例は平成19年4月1日から施行する。

以上です。

○議長(土屋 実君) 本案について、趣旨説明を求めます。

11番 中山美博君。

(11番 中山美博君 登壇)

○11番(中山美博君) 議席番号11番、中山美博です。

御代田町議会委員会条例の一部を改正する条例案の趣旨説明をいたします。

地方自治法第109条第2項の改正に伴う条例改正で、議会の自主性、自立性を拡大し、議会の活性化を図る観点から、常任委員の所属制限を撤廃し、実状により委員会の設置数及び委員の定数を決定できるよう、改正を図ったものであります。どうか可決されますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長(土屋 実君) 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、発議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議案第4号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、発議第4号 御代田町議会委員会条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決しました。

- - - 日程第33 発議第5号 御代田町議会会議規則の一部を改正する

規則案について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第33 発議第5号 御代田町議会会議規則の一部を改正する規則案についてを議題といたします。

発議案の朗読をさせます。

事務局長 茂木利秋君。

(事務局長 茂木利秋君 登壇)

○事務局長(茂木利秋君)

発議第5号 御代田町議会会議規則の一部を改正する規則案について
上記議案を、御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成19年3月19日

御代田町議会議長 土屋 実殿

提出者 御代田町議会議員 中山美博

賛成者 御代田町議会議員 朝倉謙一、内堀恵人

御代田町議会会議規則の一部を改正する規則(案)

御代田町議会会議規則の一部を、次のように改正する。

第14条に、次の1項を加える。

3 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由をつけ、委員長が議長に提出しなければならない。

第73条第2項中、「3」を「4」に改める。

附則、この規則は、平成19年4月1日から施行する。

以上です。

○議長(土屋 実君) 本案について、趣旨説明を求めます。

11番 中山美博君。

(11番 中山美博君 登壇)

○11番(中山美博君) 議席番号11番、中山美博です。

御代田町議会会議規則の一部を改正する規則案の趣旨説明をいたします。

地方自治法第109条に第7項及び第8号が追加されたことを受けて、御代田町議会会議規則の一部を改正するもので、議会に議案を提出できるのは、一定数の議員だけではありましたが、このほかに委員会による議案の提出を認めたものであり、その手続き、規定を設けたものであります。

どうか可決されますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長(土屋 実君) 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、発議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議案第5号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、発議第5号 御代田町議会会議規則の一部を改正する規則案については、原案のとおり決しました。

- - - 日程第34 議会運営委員会委員の選任について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第34 議会運営委員会の委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、議長において指名いたします。

なお、この選任は欠員に伴うものであります。

事務局長に朗読させます。

事務局長 茂木利秋君。

(事務局長 茂木利秋君 登壇)

○事務局長(茂木利秋君) それでは、別紙をご覧くださいと思います。

御代田町議会構成(欠員に伴う補充)

議会運営委員でございますが、朗読いたします。

内堀千恵子議員

以上です。

○議長(土屋 実君) お諮りいたします。

ただいま朗読いたしました内堀千恵子君を議会運営委員会の委員に指名したいと思いを。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました内堀千恵子君を議会運営委員会の委員に選任することに決定いたしました。

- - - 日程第 3 5 議会において選挙すべき一部事務組合等の議会の議員

の選出について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第 3 5 議会において選挙すべき一部事務組合等の議会の議員の選出を行います。

なお、この選出は、森泉山財産組合の議会の議員の欠員に伴うものです。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条の規定によって、指名推薦にしたいと思いを。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思いを。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

事務局長に朗読させます。

事務局長 茂木利秋君。

(事務局長 茂木利秋君 登壇)

それでは、同じく別紙をご覧いただきたいと思いを。

一部事務組合等の議会の議員でございますが、朗読いたします。

森泉山財産組合 柳澤 治議員

以上でございます。

○議長（土屋 実君） お諮りいたします。

ただいま朗読いたしました柳澤 治君を、森泉山財産組合の議会の議員の当選人に決定いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました柳澤 治君が、森泉山財産組合の議会の議員に当選されました。

ただいま当選されました柳澤 治君が、議場におられますので、本席から、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選された旨告知いたします。

- - - 日程第 36 各種委員会、審議会委員の選任について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 36 各種委員会、審議会委員の選任を行います。

この選任は、欠員による選任です。

選任の方法については、議長において指名いたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長 茂木利秋君。

（事務局長 茂木利秋君 登壇）

○事務局長（茂木利秋君） 同じく別紙をご覧いただきたいと思います。

各種委員、審議会委員でございますが、朗読いたします。

御代田町部落差別撤廃人権擁護審議会委員 柳澤嘉勝議員

人権啓発センター運営委員会委員 柳澤嘉勝議員

議会だより編集委員会委員 笹沢 武議員

以上でございます。

○議長（土屋 実君） ただいま朗読いたしました諸君を、それぞれの委員会等の委員に選任いたしたいと思えます。

ただいま町長より議案3件が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第40号を追加日程第1、議案第41号を追加日程第2、議案第42号を追加日程第3とし、議題とすることに決しました。

- - - 追加日程第1 議案第40号 御代田町長の事務部局の内部組織の設置

及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例案について - - -

○議長（土屋 実君） 追加日程第1 議案第40号 御代田町長の事務部局の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 土屋敏一君。

（総務課長 土屋敏一君 登壇）

○総務課長（土屋敏一君） それでは、追加議事日程の議案書をお開き願います。

議案第40号 御代田町長の事務部局の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町長の事務部局の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

右側をお願いします。

御代田町長の事務部局の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例の一部を、次のように改正する。

第2条中、「企画財政課」の次に「税務課」を加え、「人権政策課」を削る。

第3条第1項第7号を削り、同項第3号から6号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号を次のように改め、同項第2号の次に次の1号を加える。

(1) 総務課

- ア 行政一般に関すること
- イ 行政組織、防災及び庶務に関すること
- ウ 職員の賞罰、服務、研修及び給与に関すること
- エ 広報、広聴及び情報化に関すること
- オ 人権政策に関すること
- カ 他の課に属さないこと

(3) 税務課

- ア 町税の賦課及び徴収に関すること
- イ 土地台帳及び公図の整備保管に関すること

附則、この条例は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

資料としてお出ししてあります新旧対照表をご覧をいただきたいと思います。

右側が改正前でございます。左側が改正後ということでお願いします。

まず第 2 条でありますけれども、内部組織の設置ということで、人権政策課を廃止することに伴いまして、削除するものでございます。

そして、改正後、左側でありますけれども、いままで総務課の中にございました税務の部門を、税務課として新たな課を設けたいというものでございます。

第 3 条 課の分掌事務でありますけれども、改正前、右側でありますけれども、総務課の中にございました、オ 町税の賦課及び徴収に関すること、カ 土地台帳及び公図の整備保管に関すること、キ これは会計係が持っているものでありますけれども、現金、有価証券、担保物件の出納及び保管に関すること、ク 収入及び支出、証拠書類の整備及び保管に関すること、これを削除をするものであります。そして、左側、改正後でありますけれども、新たにオとして、人権政策に関すること、これを総務課の中に加えるというものでございます。

裏面をお願いいたします。

第 3 号として、税務課の事務分掌を新たに加えたものであります。

以下それぞれ号を繰り下げたものでありまして、改正前の条例でありますけれども、人権政策課の部分を削除するものでございます。

新たに会計課を設けますけれども、会計課につきましては、会計事務に関して独立の権限を有する会計管理者、この指揮のもととなりますので、新たに会計事務に

関する組織規則を定めて、対応してまいりたいというふうに思っております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井 武君。

（ 3 番 武井 武君 登壇 ）

○ 3 番（武井 武君） 3 番、武井であります。

確認のために 1 点お聞きをします。

全員協議会の中で、町長にお聞きをし、確認をしたところでありますけれども、この人権政策にかかわる課は廃止をいたしました。総務課の中に人権政策に関するということ、事務分掌が加わりました。人権政策係として、4 月 1 日から新たに発足するわけですが、その中で、町長は公約の中に解放同盟あるいは同和対策事業、すべてを廃止するということでしたが、全員協議会の中でも当然つなげて続けていかなければならないものもあると認めましたけれども、それに間違いございませんね。

○議長（土屋 実君） 町長 茂木祐司君。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 武井議員のご質問にお答えしたいと思います。

人権政策課の廃止に伴いまして、総務課の中に人権政策係ということで係を置きます。

この係の主な仕事は、同和対策の廃止に向けた中で、過渡的なものとして、いろいろな対応が必要な事業が幾つか残されております。こうしたものに対応することも必要でありますので、そのことも仕事の一環となります。

また、主には人権政策、つまり、人権全体の問題について取り扱うということが主な仕事の内容になります。以上であります。

○議長（土屋 実君） 武井 武君。

○ 3 番（武井 武君） はい、終わります。

○議長（土屋 実君） ほかに質疑のある方、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第40号 御代田町長の事務部局の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決しました。

- - - 追加日程第2 議案第41号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の

給与に関する条例の一部を改正する条例案について - - -

○議長(土屋 実君) 追加日程第2 議案第41号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 土屋敏一君。

(総務課長 土屋敏一君 登壇)

○総務課長(土屋敏一君) それでは議案第41号をお願いいたします。

御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案について。

御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

右側の条文をお願いいたします。

御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を、次のように改正する。

第2条第1項中、別表を次のように改める。

附則、この条例は平成19年4月1日から施行する。

別表をご覧いただきたいと思いますが、地方自治法の改正に伴いまして、助役制度が見直されました。副町長に改めたこと、それから収入役制度、これが廃止をされました。そんな中で、助役の欄を副町長に、収入役の欄を削除した別表になるものでございます。

以上です。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第41号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決しました。

- - - 追加日程第3 議案第42号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の
給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について - - -

○議長（土屋 実君） 追加日程第3 議案第42号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 土屋敏一君。

（総務課長 土屋敏一君 登壇）

○総務課長（土屋敏一君）

議案第42号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

右側の条文をお願いいたします。

御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を、次のように改正する。

第2条中、「助役、収入役」を「副町長」に、「平成16年4月1日から平成19年2月27日」を「平成19年4月1日から平成23年2月27日」に、次の表を次のように改める、というものでございます。

いままでの特例に関する条例が、本年の2月27日の期限ということになっておりました。その特例の期間を、平成19年4月1日から平成23年2月27日までということで、町長の任期までということで、この期間を変更をしたい、一部改正をしたい。そして、それぞれの給料月額について、次のとおり改正をしたいというものであります。

それと、地方自治法の改正によりまして、助役、収入役制度が見直されましたものですから、この点についても見直しが見直されたものでございます。

いままでの特例に関する給料月額でありますけれども、町長68万3,000円、助役55万7,000円、教育長48万4,000円でございます。この額から20%減額をしまして、100円単位切り捨てまして、次の額としたいというものであります。

町長54万6,000円。副町長44万5,000円。教育長38万7,000円のように改めたいというものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

適用区分ということで、町長の任期の最初からということで、平成19年2月28日から平成19年3月31日までの町長の給料月額については、改正後の条例を適用するというものであります。助役、収入役、教育長の給料月額の適用については、なお従前の例による、というものであります。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子君。

(7 番 市村千恵子君 登壇)

○ 7 番 (市村千恵子君) 7 番、市村千恵子であります。

今回のこの町長公約による特別職の 20% 減ということでありましてけれども、これによって、町長、この財源を保育料の引き下げということに充てるということでの公約ですが、これによる財源というのはどの程度の金額になるのでしょうか。

○ 議長 (土屋 実君) 総務課長 土屋敏一君。

(総務課長 土屋敏一君 登壇)

○ 総務課長 (土屋敏一君) 年間でありますけれども、577万4,740円という試算でございます。以上です。

○ 7 番 (市村千恵子君) はい、終わります。

○ 議長 (土屋 実君) ほかに質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第 42 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、多数であります。

よって、議案第 42 号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて閉会にいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

- - - 町長あいさつ - - -

○議長(土屋 実君) 閉会に先立ち、町長よりあいさつを求めます。

町長 茂木祐司君。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○町長(茂木祐司君) 第1回御代田町議会定例会の閉会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さまには9日から本日までの11日間、真剣に、また慎重にご審議をいただき、定例会にご提案をいたしましたすべての案件につきまして、ご承認をいただきましたことに、まずもって御礼と感謝を申し上げます。

予算の執行にあたりましては、町民の皆さまの血税であるということを肝に銘じて、最大の効果が上がるよう全力を尽くしてまいります。

本定例会では、議員の皆さまから厳しいご指摘やご批判もいただき、また、改革を進めるうえでの提言や助言もいただきましたことに、心より感謝を申し上げます。

私といたしましても、皆さまのご批判を真摯に受けとめるとともに、常に職員や町民の皆さまの声に耳を傾け、更に勉強を重ねて、御代田町の町長にふさわしく成長してまいりたいと決意を新たにしているところでございます。

さらに、多くの議員の皆さまからご指摘をいただきました苗畑跡地へのごみ焼却場の建設見直し問題や、学校給食のあり方につきましても、町としての説明責任を果たして、町民の皆さまのご理解のもとに誤りのない選択を進めてまいりたいと考えております。

本定例会では、同和事業に係る予算については、原則として執行しないという措置もとらせていただきました。これによりまして、約3,000万円の新たな予算を確保することができました。これにつきましては、国保税の引き下げなど、町民の皆さまの暮らしの応援を強めるために、どのようなことができるのかの検討作業を開始して、6月議会から、担当課と全体での十分な協議のもとに合意に至ったものにつきまして、また実現可能なものから順次ご提案をさせていただきたいと考えています。

また、町長など特別職の給与の20%削減によりまして、577万円の新たな財源を生み出すことができました。この予算につきましては、選挙の公約でありました保育料の引き下げなど、子育て支援の充実に活用してまいりたいと考えています。

これまでもしばしば議会の議論の中で、さまざまな町民の皆さまのご要望をどのように実現していくのが議論されてきましたが、それが実現できるかどうかの成否は、その事業の必要性の重さとともに、その財源をどうするのかということが決定的な内容を持っていました。今回の私の提案は、まさにその財源をどうするのかということについての根拠を、議員の皆さまにも、そして町民の皆さまにも明確にお示しをしてのものだったところに特徴がありました。それは、ただ単に財政が厳しいという理由のもとに住民サービスや各種団体への補助金などを一律に削減するというような乱暴なやり方ではなくて、必要な事業には予算を増やすという作業も進める一方で、町民の皆さまの暮らしを支えるためには、町長をはじめとする役場の内部の努力によっても一定の財源の確保は可能だということの実践例として、重要であったと考えています。

町行政が町民の皆さまの血税によって運営されていることを考えたときに、その税金の使い道は、毎日が大変な思いで生活されている町民の皆さまの暮らしの応援にこそ、優先的に使われるべきではないかということによるものであります。

議員の皆さまにおかれましては、まもなく新年度を迎えてお忙しい毎日になると存じます。季節の変わり目でもありますので、健康には十分に留意されてご活躍いただきますようご祈念を申し上げまして、議会定例会の閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（土屋 実君） ここで、この3月31日をもって退職されます、教育次長 土屋洋一君より、あいさつを求めます。

教育次長 土屋洋一君。

（教育次長 土屋洋一君 登壇）

○教育次長（土屋洋一君） 議長のお許しをいただき、私事で貴重な時間を賜り、恐縮しております。

私は、昭和49年、御代田町に就職し、以来32年有余勤務してまいりました。いまでも記憶に鮮明にございますが、就職してあいさつしたときに、御代田町住民

のために犬馬の労を尽くしますと述べました。以来、初心を忘れず、今日まで一生懸命やってまいりましたが、褒められたり怒られたりの毀誉褒貶の中で過ごしてきました。しかし、町民の皆さま、議員の皆さま、町の職員の中でいつも傍で私を応援し、励まし、温かく包んでくれた人がいました。お蔭で、世界が随分明るく、楽しく、教えられることが多かったと思っています。また、私が実物よりよく見えるようにしてもらったと、深く感謝しております。

最初に、教育委員会に出向となり、社会教育を担当いたしました。体育協会を設立したり、早起き野球も盛んで、事務局を仰せつかったりし、学級、講座、結婚式なども盛んで、社会教育華やかなりし時代のことです。鉄は熱いうちに打てと申しますが、多くの知己を得て、適切な指導や助言を賜り、その後の職員生活を大変楽にさせていただいたと思っています。

総務課、長野県への派遣、町民課と異動し、次の企画課では10年間おりました。長期計画も策定いたしました。大きな仕事は、浅間山のリゾート開発でございました。650ヘクタールという大きな面積でしたが、そこに別荘地、ゴルフ場、イギリス村を建設する計画でした。この仕事で学んだことは、自分自身が理解し、納得しなければ、人は説得できないということであります。私は、この仕事と御代田町の将来に夢を抱き、誠心誠意意欲を持って取り組みました。やがて、バブルの崩壊とともに、相手先である住友不動産は撤退いたしました。リゾート開発は夢のまた夢という結果に終わったわけでございます。

次の生活環境課では、井戸沢最終処分場の建設に携わらせていただきました。企画課で学んだことを実践し、設計から建設完了まで、3年間で行いました。満足のいく仕事ができたと考えております。

その後、総務課では町政施行40周年記念事業、職員の評価、情報公開、個人情報保護、次の税務課では、課税徴収業務、現在の教育委員会では、支えスクール、中学校の建て替えというように、常にスポットライトを浴びた事業に携わることができました。大変光栄であると同時に、誇りにも思っております。

私は、上司を気にして自説を曲げたこともなかったとは言いません。しかし、基本的には、だれに対しても、町民の皆さんにとって良いと思ったことはいい、正しいと思ったことは、たとえ自分の首を絞めるとわかっていても、貫いてまいりました。その結果、いまの自分がございます。いまは達成感と充実感に満たされており

ます。

「日昇りて暮るるにいまだ遠し」という言葉がございます。

このたび、御代田町を退職しますが、人生から引退するわけではありません。終わりではなく、新しい人生の始まりだと思っています。御代田町で学んだことを生かし、少しでも人の役に立つことができればと考えております。

国、地方を通じて、1千兆円を超える借入金、薄氷を踏むがごとの年金会計、それに医療会計、また、高齢者や少子化問題というように、国及び地方自治体を取り巻く環境は、決して明るくありません。どうか、議員の皆さまにおかれましても、ご健勝で、御代田町のために更にいっそうご活躍あらんことを心からご祈念申し上げます、御礼の言葉といたします。

本当にありがとうございました。

○議長（土屋 実君） 土屋教育次長、長い間の勤務、大変ご苦労さまでした。

退職後もますます健康で、ご活躍されることをご祈念申し上げます。

- - - 閉 会 - - -

○議長（土屋 実君） それでは、これにて平成19年第1回御代田町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 午前11時53分

上記は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するために署名する。

議 長

議 員

議 員